

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年4月1日作成)

法令名	学校教育法
根拠条項	第13条
処分の概要	学校の閉鎖命令
法令の定め	第13条 第4条第1項各号に掲げる学校が次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ同項各号に定める者は、当該学校の閉鎖を命ずることができる。 1 法令の規定に故意に違反したとき 2 法令の規定によりその者がした命令に違反したとき 3 6箇月以上授業を行わなかつたとき
処分基準	処分の先例がなく、処分を行うかどうかを判断するために必要とされる基準が、法令の定め以上に定められないため、処分基準を設定しない。
処分担当課	北海道教育庁学校教育局特別支援教育課特別支援学校配置係 (電話番号：011-231-4111(内線35-777))
問い合わせ先	同上 (電話番号：)
備考	(公表アドレス: http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tkk/shinsakijyun.htm)